

議案第140号

火災損害物件復旧基金条例を廃止する条例案

火災損害物件復旧基金条例（昭和39年大阪市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍 一

説 明

火災損害物件復旧基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

火災損害物件復旧基金条例

(設 置)

第1条 市有物件及び市の管理する物件（火災共済委託物件及び本市が経営する地方公営企業の管理者の管理に係る物件を除く。以下市有物件等という。）が火災により損害を受けた場合において、その復旧に要する資金に充てるため、火災損害物件復旧基金（以下基金という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、市有物件等の時価を基準とする損害復旧予定額に市長が定める積立率を乗じて得た額とする。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第5条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 火災損害填補基金規程（昭和11年大阪市告示第122号。以下旧規程という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日の前日において、旧規程による基金に属した財産は、この条例の施行の日から、この条例に基づく基金に繰り入れられたものとみなす。